(案)

仙台市の男女共同参画推進のための 計画のあり方について(素案)

目 次

はじめに	~答申にあたって~ ········
	これまでの取り組みと評価 男女共同参画せんだいプラン 2011 ・・・・・・・・P 別途協議
1	男女共同参画をめぐる動向・・・・・・・・・・・・
1 2	新計画の基本的な考え方 ・・・・・・・・・P 計画の目的及び基本理念 計画の位置づけ 計画の期間 計画の構成
	基本目標及び施策の方向、重点課題 ・・・・・・・P 基本目標1 政策・意思決定過程への女性の参画 基本目標2 男女共同参画への理解の促進 基本目標3 男女の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現 基本目標4 男女が共にいきいきと働ける労働環境づくり 基本目標5 女性に対する暴力の根絶 基本目標6 復興・未来へつなぐまちづくりにおける男女共同参画
第5章	計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・P
用語解説(本文中に*印のある用語) ・・・・・・・・・・・・・・P 別途協議	

第3章 新計画の基本的な考え方

1 計画の目的及び基本理念

新しい計画は、「仙台市男女共同参画推進条例」に基づき、「男女平等のまち・仙台」の実現に向けて取り組むべき課題を明らかにし、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定するものです。また、条例における基本理念に沿って、男女共同参画に関する施策を推進するものとします。

〈仙台市男女共同参画推進条例における基本理念〉

- ①男女の人権の尊重
- ②制度または慣行が男女の自由な選択に及ぼす影響に対する配慮
- ③政策等の立案及び決定への共同参画
- ④家庭生活における活動と他の活動との両立の支援 ※仙台市男女共同参画推進条例第3条から要約

2 計画の位置づけ

「仙台市男女共同参画推進条例」に基づく「男女共同参画推進施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画」とします。また、「男女共同参画社会基本法」に基づく市町村男女共同参画計画として定めます。

策定にあたっては、仙台市基本計画を上位計画とし、仙台市の分野別の諸計画と整合性が図られた計画とします。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に定める市町村基本計画及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(※法案審議中。可決・成立した場合)に定める市町村推進計画を包含するものとし、これらの計画に係る部分を明らかにするため、それぞれ別冊を作成することが必要であると考えます。

3 計画の期間

社会情勢の変化、国の動向を踏まえた内容とするため、新しい計画の計画期間は、 平成28年度から平成32年度までの5年間とすることが望ましいと考えます。

4 計画の構成

現行計画である「男女共同参画せんだいプラン 2011」においては、中長期的に取り組むべき柱として、6 つの「基本目標」を定め、それぞれの目標ごとに施策の方向を明らかにし、取り組みを進めてきました。また、計画期間内に特に優先的・重点的に進めていく課題を「重点課題」として掲げ、成果目標やモニタリング指標を設定し進捗管理を行うなど、重点的に取り組みを促進してきました。

6つの基本目標については、男女共同参画の推進に関して考慮すべき「分野」や「領域」をおおむね網羅していることから、これまでの取り組みを継続し、発展させていく観点から、新しい計画においても、この6つの基本目標の枠組みを継承し、中長期的な施策の方向と計画期間中の具体的な取り組みを定めます。

また、現行計画では、優先的・重点的な取り組みについて、基本目標とは別に定めていましたが、新しい計画においては、基本目標ごとに重点課題を設定することとし、計画期間の5年間の中で特に優先的・重点的に取り組む部分について明らかとし、計画の総合的かつ計画的な推進を目指します。重点課題については、関連する成果目標や参考指標を設定することで、進捗状況を分かりやすくし、効果的な計画の推進を図ります。

基本目標1 政策・意思決定過程への女性の参画

急速な少子高齢化や市民ニーズの多様化など、社会経済情勢が変化する中で、豊かで活力ある都市として発展し続けるためには、女性をはじめとする多様な人材の社会参画を促し、あらゆる分野に多様な視点を導入していくことが必要です。

政府が掲げる「2020(平成32)年までに指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」との目標の達成に向けて、市役所や企業は積極的な女性登用を求められています。仙台市はこれまでの計画において、市の審議会の女性委員の登用率を平成27年度末までに35%以上とする目標を設定し、平成26年度末現在で36.9%と目標を上回りました。市役所における女性管理職の割合を平成27年度末までに15%以上とする目標については、平成27年度当初で14.5%と、達成に向け着実に伸びている状況ですが、新規採用職員の約半数を女性が占め、全体の職員数に占める女性割合も約35%となっている現状を鑑みると、女性管理職の登用が進んでいるとは言い難い状況です。

また、平成24年の市内の女性の有業率は60.6%*で、5年前に比べて2.1ポイント上昇していますが、管理職に占める女性割合は8.5%*であり、宮城県の12.8%、全国平均の13.4%に比べ低い数値となっています。町内会長に占める女性の割合も、ここ10年余り9%前後で推移を続けており、企業や地域団体等の方針の立案や意思決定の場への女性の参画は、十分とはいえない状況です。

地域の企業や地域団体、市民団体などにおける女性の参画を進めるため、引き続き、 市役所が率先して女性登用に取り組み、企業・団体へ波及させるとともに、登用に積極 的な企業・団体の事例を広報するなどし、機運の醸成やノウハウの共有、インセンティ ブの付与等を行って、取り組みの促進を図ることが必要です。

※総務省「就業構造基本調査」(平成24年)より

- ① 市の審議会等への女性委員の登用を促進する
- ② 市及び関係団体等における方針の立案や意思決定の場への女性の参画を促進する
- ③ 企業等における方針の立案や意思決定の場への女性の参画を促進する
- ④ 地域団体や市民団体における方針の立案や意思決定の場への女性の参画を 促進する

【想定される施策例】

- ① 審議会等の新規設置時および改選時の担当課と男女共同参画課との事前協議の 徹底、委員公募制の積極的な活用、関係団体等への女性委員推薦の協力要請
- ② 計画的な女性管理職の育成、職域拡大、キャリア形成に関する研修、係長試験における託児の実施、市の外郭団体に対する要請
- ③ 企業向け啓発セミナーの実施、働く女性向けセミナー及び交流会の実施、先進企業事例集作成による広報、財団による女性管理職育成プログラムの実施
- ④ 町内会等地域団体への女性の参画に関する意識啓発、財団による出前講座の実施

◆重点課題◆

- ① 市の審議会等における女性委員の登用率の向上
- ② 市の女性職員の管理職への登用促進
- ③ 企業や地域団体、市民団体等における女性登用に向けた啓発の強化

- ・委員登用に係る目標値・進捗状況の全庁的な周知及び事前協議の徹底
- ・市の女性職員のキャリア形成に係る研修の実施及びロールモデルの紹介
- ・宮城県、労働局、企業等と連携した女性の活躍推進のための啓発セミナー、交流 会等の実施
- ・企業における女性人材育成に係る支援
- ・男女共同参画センターにおける女性活躍推進に係る相談窓口の設置

基本目標2 男女共同参画への理解の促進

男女共同参画社会の実現に向けては、人々の意識に根付いている性別に基づく固定的な役割分担意識や、男女の能力や適性に関する固定的な見方の解消、人権尊重を基本とした男女平等観の形成などが大きな課題となっています。

平成27年度の市民意識調査**1では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という性別役割分担意識については「反対」が45.0%で、「賛成」39.4%を上回りました。一方、平成26年度の市民意識調査**2では、社会における男女の地位の平等感に関する問いに対して、多くの分野で「男性優遇」を感じる市民の割合が高く、特に「政治の場」「社会通念・慣習など」「社会全体」では7割以上、「職場」では約6割に上りました。市民に男女平等意識の浸透を図り、社会全体で男女共同参画への理解を深めることが重要です。

人権意識や男女平等意識に基づき男女共同参画を進める基礎として、教育・学習は重要な役割を果たしています。子どもから高齢の方まで、ライフステージに応じて、家庭教育や学校教育、社会教育などの機会を提供していく必要があります。中でも、男性や若者世代を対象とした広報・啓発を積極的に展開し、男女共同参画社会の実現によって女性の活躍の幅を広げることが、男性もより暮らしやすい社会の実現につながることへの理解を広げていくことが求められます。また、男女共同参画推進センターは、地域における男女共同参画の拠点として、多様な講座の開催や、地域が抱える男女共同参画に関する課題を十分に把握するための調査・研究及び情報収集等に、引き続き取り組むことが求められます。

男女が、身体的性差について十分に理解し、お互いの人権を尊重しながら主体的に行動することは、男女共同参画の前提です。心身及び健康について正確な知識と情報を把握するとともに、的確な医療や健康支援を受けることが必要です。特に女性は、妊娠・出産や女性特有の疾患などがあり、男性とは異なる健康上の問題に直面することについて、男女ともに理解する必要があります。さらに、就業している女性の増加や、晩婚化等、女性の健康に関わる環境の変化に応じた取り組みが求められます。

男女共同参画の視点からの相談事業については、継続的に実施し、性別による差別や、女性の生活や生き方に関わる問題について幅広く相談に応じることが必要です。また、 男性からの相談についても宮城県の実績を把握するなど、実態やニーズをはかる必要があると考えます。

- ※1 仙台市配偶者等からの暴力(DV)に関する市民意識調査(平成27年5月実施)
- ※2 仙台市男女共同参画社会に関する市民意識調査(平成26年7月実施)

- ① 人権尊重や男女平等の意識を育てる学校教育の充実を図る
- ② 男女共同参画推進のための広報・啓発の充実を図る
- ③ 男女共同参画に関する多様な学習機会を提供する
- ④ 男女共同参画推進センターと地域との連携による学習機会を拡充する
- ⑤ 男女平等の視点に立った性に関する体系的な教育・啓発の充実を図る
- ⑥ 生涯を通じた女性の心身の健康支援を行う
- (7) 男女共同参画の視点からの相談事業を実施する
- ⑧ 男女共同参画に関する調査・研究、情報収集、分析を強化する

【想定される施策例】

- ① 小中学校における人権教育資料の作成・配布、保育従事者、学校でのデートDV 出前講座、教職員等への研修
- ② 財団による啓発チラシ・冊子の発行、センターにおける男女共同参画に関する展示、市民センターの講座情報の提供
- ③ 財団による講座の実施(ジェンダー論講座等多数)、社会学級・市民センター等での講座の実施、男性を対象とした講座(財団、児童館、子育てふれあいプラザ等)
- ④ 地域でのセクハラ、DV等の出前講座の実施、市民センター等での女性の視点を 生かした防災ワークショップの実施、市民活動団体とセンターとの共催事業の実施
- ⑤ 母性保護知識普及のための講習会、性に関する理解を深めるための出前講座、ヤングテレホン相談、青少年のためのカウンセリング講習会
- ⑥ リプロダクティブ・ヘルス/ライツをテーマとした講座、乳がん検診等の無料クーポン券配布、女性特有のがんの検診勧奨イベント、女性のための健康支援教室
- ⑦ エル・ソーラ仙台女性相談事業(電話、面接、法律)、性別による差別などに関する相談、女性医療相談、男性相談事業の検討
- ⑧ 男女共同参画社会に関する市民意識調査、エル・ソーラ仙台図書資料スペース運営、財団による男女共同参画に関するテーマ研究

◆重点課題◆

- ① 地域における女性の多様なリーダーシップの可視化
- ② 男女共同参画に関わる様々な主体との連携による広報・啓発の強化

- ・地域における女性のリーダーシップをテーマとした講座等の実施
- ・地域の女性リーダーの交流・研修事業の実施
- ・市民との協働による男女共同参画推進イベントの実施

基本目標3 男女の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現

近い将来の人口減少社会の到来に伴い、性別に関わりなく働きたい人がやりがいをもって職業生活を送ることのできる社会づくりが求められる一方で、働く世代が担う子育てや介護の負担はますます増加することが見込まれます。こうした中であらゆる人が個性と能力を発揮して活躍し、活力ある豊かなまちを実現していくためには、男女が共に仕事と家庭・地域における活動などをバランスよく担うことが必要であり、仕事と生活の調和(以下「ワーク・ライフ・バランス」という。)を図ることが重要です。

平成26年度の市民意識調査では、生活の中の各活動の優先度について、仕事と個人・家庭生活を共に優先したいと考える人が全体の約4割と最も多くを占めているにも関わらず、これを実現できていると考える人は約2割にとどまっています。仕事を優先したいと考える人は1割未満ですが、現実には2割以上の人が仕事を優先させていると回答しており、仕事と生活が両立しにくい現実が浮かびます。

また、20歳代から50歳代の年齢層に着目すると、男女共に仕事と個人・家庭生活の両方を優先したい人が比較的多いのですが、現実には、男性は仕事を、女性は個人・家庭生活を優先しているとの回答が多くみられ、性別役割分担意識との関連が推察されます。子育て期にある30歳代および40歳代の男性は、他の年代に比べ、長時間労働の割合が高く、本市の調査においても未就学児のいる男性の家事時間はあまり伸びていません。男女が互いに責任を分かち合いながら仕事や家事・育児・介護等へ参画し、地域活動でも活躍できる社会を実現するには、男性の家庭生活、地域活動への参画を社会全体で進めていく視点が不可欠です。

勤労者世帯の過半数が、共働き世帯になるなど人々の生き方が多様化する中、こうした変化に対応できる保育環境の整備や介護サービスの充実等の社会的基盤の整備を一層推進するとともに、ライフイベントに応じた柔軟な働き方、男性の子育で・介護等への参画の拡大、働く男女の健康管理対策の推進に向けて、事業主だけでなく就業者に対しても普及・啓発に努めていく必要があります。

ワーク・ライフ・バランスの必要性について社会的な理解は進みつつあるものの、これを実現するには、まだ多くの課題が残されています。まずは、市役所自らが率先して、長時間労働の削減等の「働き方改革」や男性職員の育児休業の取得促進等に取り組むとともに、企業や経済団体、関係団体、行政等と連携し、その取り組みを地域全体に着実に波及していくことを期待します。

- ① 男性の家庭生活や地域活動への参画を促進する
- ② 長時間労働など心身への負荷が大きい労働慣行の改革を推進する
- ③ 保育や子育て支援の充実を図る
- ④ 高齢者や障害者の介護・自立支援の充実を図る
- ⑤ 企業等におけるワーク・ライフ・バランス推進に向けた取り組みの啓発・促 進を図る
- ⑥ 働く男女の健康管理対策を推進する

【想定される施策例】

- ① 育児・介護休業取得促進の啓発、男性を対象とした講座の実施(各区、財団、子育てふれあいプラザ等)、男性が参加しやすい介護研修の実施
- ② みやぎの女性活躍促進連携会議における啓発、市の働き方改革推進のためのワーキンググループの設置検討
- ③ 多様な母子保健事業の実施、多様な保育サービスの実施、放課後児童健全育成事業の実施、子育てふれあいプラザの運営、市などが主催する催事の託児の実施
- ④ 各区高齢者及び障害者総合相談の実施、地域包括支援センターにおける総合相談の実施、多様な介護サービスの実施
- ⑤ 勤労者福祉ガイドブックの発行、先進企業事例集の作成による広報(再掲)、企業向け啓発セミナーの実施(再掲)、積極的に取り組む企業に対するインセンティブの検討
- ⑥ 各区こころの健康相談の実施、こころの絆センター(自殺予防情報センター)に おける相談事業等の実施、こころの電話相談の実施、女性医療相談の実施

◆重点課題◆

- ① 市の職員のワーク・ライフ・バランスの推進
- ② 男性の子育て・介護等への参加の促進
- ③ 保育サービスの拡充と多様な子育て支援の展開

- 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の総合的な推進
- ・男性の育児・介護休業取得促進に向けた啓発
- ・多様なニーズに対応した保育サービスの充実
- ・放課後子ども総合プランの推進

基本目標4 男女が共にいきいきと働ける労働環境づくり

就業は、生活の経済的基盤であり、また、働くことは自己実現にもつながることから、 就労を望む人が性別に関わりなく、希望に応じた働き方ができる社会づくりが男女共同 参画の視点からも重要です。少子高齢化やグローバル化などの社会情勢の変化に対応し ていくため、企業等においても、性別、年齢、国籍などの属性に関わらずその能力を発 揮できる環境づくりが重視されつつあり、ダイバーシティの考えに基づき組織の活力や 競争力を高めていこうとする企業も目立ってきました。しかし、いまだ、女性活躍の阻 害要因として、固定的な性別役割分担意識や、性差による差別、固定観念、さまざまな 社会制度・慣行が根強く残っており、働く場においては、年功的な処遇や長時間労働、 既婚女性の非正規雇用を中心とする働き方などが特徴としてみられます。

平成 26 年度の市民意識調査では、女性が働くことについて、「子どもができても、ずっと働き続ける方がよい」という'就業継続型'を支持する人の割合は、年代別では、男女ともに 30 歳代で最も高く、女性では約半数、男性でも4割以上にのぼり、子育て世代において就業継続希望が強い傾向がみられます。一方で、市内では出産や育児を機に約6割の女性が退職しており、女性の年齢階級別の労働力率の「M字カーブ」は解消されていません。さらに、家族の介護や看護を理由とした離職・転職者は、平成23年10月からの1年間に全国で約10万人にのぼっており、うち約8割は女性であることが社会問題化しています。

希望する全ての女性が職業生活において活躍できるよう、就業継続や再就職への支援、働く女性の能力開発の機会の提供およびネットワークづくり等を進め、働く場において女性が能力を発揮できる環境づくりを推進していくことが必要であり、企業や経済団体、行政等と連携し一体となって、実効性ある取り組みを進めることが重要です。

また、仙台市は「日本一起業しやすいまち」の実現を目指しています。起業に関わる 支援は、地域経済の活性化の面だけでなく、多様な働き方を選択できる社会の実現にも 寄与することから、男女共同参画の視点からもこれらの取り組みの推進が求められます。

近年は、男女共に若年層の離職率の高さや、就業する意思のない若者の増加が課題となっています。また、男女共に雇用者全体に占める非正規雇用者の割合が上昇傾向にあり、特に女性については、雇用者の過半数を占めている状況です。将来を担う若者の確かな勤労観や職業観を育成する教育の充実を図るとともに、非正規の雇用形態が女性の貧困や男女の格差拡大の要因ともなり得ることから、誰もが安心して働くことができる雇用環境や待遇確保に向けて、市として他機関と連携し、どのように取り組んでいくことができるか、検討が必要と考えます。

- ① 若者の確かな勤労観・職業観を育成する教育を推進する
- ② 若者や女性の自立や就業を支援する
- ③ 誰もが安心して働ける雇用環境や待遇確保に向けた取り組みを促進する
- ④ 起業家や自営業に従事する女性への支援
- ⑤ 働く女性の能力発揮に向けた取り組みを支援する
- ⑥ 働く男女のための相談事業を実施する
- ⑦ 長時間労働など心身への負荷が大きい労働慣行の改革を推進する(再掲)

【想定される施策例】

- ① 仙台子ども体験プラザでの学習の実施(小・中学生)、職場体験の実施(中学生)、インターンシップの実施(高校生、若者)、市民活動体験の実施(若者)
- ② ジョブ・トライアル事業の実施、女性のためのキャリア形成や再就職支援のため の講座の実施、キャリアコンサルティングの実施
- ③ 勤労者福祉ガイドブックの発行(再掲)、宮城労働局との共催事業(要請行動、イベント)
- ④ 創業相談事業の実施、創業者支援セミナーの実施、働く女性の交流会の実施
- ⑤ 基本目標1-3の再掲
- ⑥ 労働相談室相談事業、エル・ソーラ仙台女性相談事業(再掲)、性別による差別などに関する相談(再掲)、男性相談事業の検討(再掲)
- ⑦ 基本目標3-2の再掲

◆重点課題◆

- ① 働く女性の活躍に向けた取り組みの推進
- ② 起業・創業への積極的な支援
- ③ 女性の就労継続や、多様な働き方への支援
- ④ 経済団体や関係団体、行政等の連携・協力による取り組みの強化

- 働く女性のネットワークづくり
- ・企業における女性人材育成に係る支援
- ・創業相談事業及び創業者支援セミナーの実施
- ・子育て・介護等による離職者の再就職、起業等の就労支援
- ・男女共同参画センターにおける女性活躍推進に係る相談窓口の設置(再掲・基本目標1)
- ・宮城県、労働局、企業等と連携した女性の活躍推進の機運の醸成

基本目標5 女性に対する暴力の根絶

ドメスティック・バイオレンス(DV)やセクシュアル・ハラスメント、性暴力などは、重大な人権侵害であり、許されない行為です。しかし、夫から妻への暴力の検挙件数は年々増加傾向にあるほか、近年はSNSなどインターネット上のコミュニケーションツールの広がりに伴い、暴力の多様化や若年層の被害が広がっています。また、女性や子どもに対する性的な暴力の被害も深刻な状況にあることが明らかになっています。被害者の多くは女性であり、その背景には男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な役割分担意識などの社会的・構造的な問題があるとされ、男女共同参画社会の実現に向けて克服しなければならない重要な課題です。

宮城県は、DVとストーカーの認知件数がともに全国最多^{※1}となっており、配偶者暴力相談支援センター事業の相談件数も年々増加傾向にあります。一方で、市民意識調査 ^{※2} の結果から、相談窓口の認知度が低いことが明らかとなり、配偶者暴力相談支援センター事業を中心とした相談体制の充実を図るとともに、被害者支援の入り口となる各種相談窓口の周知を一層強化する必要があります。

DV被害者の自立に向けては、被害の把握から保護・自立に至るまでの切れ目のない支援体制を、関係機関・団体の連携の下に構築することが重要です。また、全国的にDV被害者の居所情報の漏えいが後を絶たず、深刻な事態に発展するケースも発生していることから、情報管理の一層の徹底が求められます。一時保護に至るまでの間や、一時保護後の心の回復と自立に向けた準備期間にある被害者の安全な居所の確保については、課題も大きいところですが検討を進める必要があると考えます。

男女共同参画推進センターは、様々な自立支援事業を実施していますが、相談窓口や 民間の支援団体とも協力しながらこれらの事業を充実させていくことが求められます。 また、女性への暴力が単に個人や家庭の問題として見過ごされることのないよう、予防 啓発と教育の一層の充実を図る事が必要です。併せて、市民一人一人にDV被害の実態 や相談窓口等に関する理解と知識を広め、地域に支援の輪を広げることも重要です。

労働局雇用均等室に寄せられる男女雇用機会均等法に関する相談は増えており、その約半数はセクシュアル・ハラスメントに関するものです。セクシュアル・ハラスメントは人格や尊厳を傷つけ、職場をはじめ周囲の環境も悪化させる行為であることを、企業をはじめ、学校や団体などで継続的に普及啓発する必要があります。また、近年、マタニティ・ハラスメント、パワー・ハラスメント等が顕在化しつつある現状についても把握していく必要があると考えます。

- ※1 2011年から3年連続。人口10万人当たり認知件数
- ※2 仙台市男女共同参画社会に関する市民意識調査(平成26年7月実施) 仙台市配偶者等からの暴力に(DV)関する市民意識調査(平成27年5月実施)

- ① 人権尊重や非暴力の観点からの教育の充実を図る
- ② 男女平等の視点に立った性に関する体系的な教育・啓発の充実を図る(再掲)
- ③ DVの予防と根絶に向けた啓発と相談窓口周知の強化を図る
- ④ DV相談対応の充実と関係機関の連携強化を図る
- ⑤ DV被害者の自立に向けた支援の拡充を図る
- ⑥ セクシュアル・ハラスメント防止対策を推進する
- ⑦ 女性や子どもへの性暴力の根絶に向けた対策を推進する

【想定される施策例】

- ① 小・中学校における人権教育資料の作成・配布、デートDV防止リーフレットの 大学等への配布
- ② 基本目標2-5の再掲
- ③ DV防止キャンペーン、DV防止啓発リーフレット作成・配布
- ④ 配偶者暴力相談支援センター事業、相談員研修・事例検討会の実施、相談窓口の 周知(リーフレット、広告掲載等)、県・県警との情報交換会
- ⑤ センターにおける自立相談事業、民間シェルター活動支援、母子生活支援施設緊 急一時保護事業、中間支援施設(ステップハウス)の検討
- ⑥ セクハラ防止啓発リーフレット作成・配布、企業へのセクハラ防止出前講座、社会福祉施設職員、教職員に向けたセクハラ防止研修
- ⑦ 女性に向けた防犯知識の啓発冊子、性暴力防止リーフレット、学校での不審者情報一斉送信

◆重点課題◆

- ① DVの根絶と被害者支援に向けた啓発の推進
- ② 相談窓口のさらなる周知と相談機能の充実
- ③ 被害者支援のための関係機関の連携強化
- ④ 地域における被害者支援の輪の拡大

- ・配偶者暴力相談支援センター事業の着実な実施
- 相談業務担当者研修の充実
- ・各種相談窓口の周知の強化
- ・関係部署の連携によるDV被害者情報の保護の強化
- ・DV防止市民講座の実施

基本目標6 復興・未来へつなぐまちづくりにおける男女共同参画

平成23 (2011) 年3月11日に発生した東日本大震災では、市内で最大震度6強を記録した巨大地震と千年に一度とも言われる津波の被害により、約1千名の市民が犠牲になり、最大時に10万人が避難所に避難する深刻な被害がもたらされました。避難所の運営においては、町内会を中心に多くの面で市民力が発揮されましたが、地域のリーダーのほとんどが男性であり、女性や子どもたちのニーズに配慮した運営が行われにくく、さまざまな課題が顕在化しました。

このことは、平素から女性が発言権を持ってまちづくりに参画し、リーダーシップを 発揮していくことの必要性を強く認識する契機となりました。一方で、女性たちによる 被災女性の支援活動や、仮設住宅における女性たちのコミュニティーづくりの活動は、 女性が持つ潜在力や多様なリーダーシップの可能性を垣間見る機会となりました。

震災の教訓を踏まえ、平成25年4月に全面修正された仙台市地域防災計画には、基本方針として「男女共同参画の視点を取り入れた災害対策」が明記されたほか、避難所運営委員会への女性の参画や、女性等に配慮した物資の備蓄、災害時における女性支援センターの設置など、さまざまな項目が盛り込まれました。また、震災後に養成を始めた「地域防災リーダー」に占める女性の割合も平成26年度末までに23.5%となり、それぞれの視点で啓発・教育活動に取り組むなど、地域防災における女性の参画が着実に広がっています。

平成27年3月に市内で開催された第3回国連防災世界会議で採択された「仙台防災枠組2015-2030」には、女性や障害のある方などこれまでは脆弱で配慮が必要な存在としてのみ認識されてきた人々を、防災・減災を担う主体として、政策・計画・基準の企画立案や実施に参画させることや、女性や若者のリーダーシップを促進させることなどが明記されました。この枠組が世界全体で推進されるよう、会議の開催都市として先駆けた取り組みが求められます。

仙台市では、震災後、震災復興需要や被災地からの避難者の流入などの影響を受け、 人口の増加が続いていますが、今後は緩やかな減少局面に転じ、人口減少社会の到来は 避けがたい状況です。すでに、人口減や高齢化が進む地域もみられ、地域活動の担い手 不足や役員の高齢化が進んでいます。今後とも豊かで活力ある地域づくりを進めるため には、若い世代も含めて男女が共に主体的に地域活動に参加できるような働き掛けを行 うとともに、多様な主体の中から多様なリーダーを育成することが必要です。

また、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりに向けて、ひとり親世帯、高齢の方、障害のある方、外国人、貧困などの生活上の困難を抱える方の健康維持や、生活の安定に向けた支援が必要です。とりわけ女性は、出産や育児による就業の中断や、非正規雇用の多さから貧困などの困難に陥りやすく、対応や防止の取り組みを検討してい

く必要があります。さらに、性別による差別や性的指向、性同一性障害等を理由として 困難な状況に置かれている方については、実態把握に努め、市民に理解を進めるための 取り組みや、男女共同参画の視点に立った啓発が必要であると考えます。

◆施策の方向◆

- ① 防災・復興における男女共同参画の推進を図る
- ② 男女共同参画視点による防災・復興まちづくりの重要性を、国内外に発信する
- ③ 地域活動における男女共同参画を推進する
- ④ 男女共同参画に関する市民活動への支援の拡充と協働の推進を図る
- ⑤ 障害の有無や年齢、国籍や文化等の違いにかかわらず共に支え合う地域づくり を推進する
- ⑥ 貧困など困難を抱える女性の安定した生活と社会参加への支援を行う

【想定される施策例】

- ① 避難所運営マニュアルへの男女共同参画視点の反映、女性の地域防災リーダーの育成、女性の視点を生かした防災ワークショップの実施(再掲)
- ② 女性と防災をテーマとしたシンポジウム等の開催、男女共同参画視点を反映した市民の防災復興活動の紹介
- ③ 町内会等地域団体への女性の参画に係る意識啓発、次世代女性リーダー養成講座
- ④ センターにおける活動場所や情報の提供・活動相談の実施、市民活動サポートセンターにおける情報提供・相談対応、講座やサークル情報の提供、公募型の市民との共催事業の実施、男女共同参画せんだいフォーラム
- ⑤ 小規模福祉ネットワーク活動への支援、子育て支援団体・育児サークルへの支援、 子育て何でも相談、児童虐待防止対策、多言語化による市政情報の提供、日本語講座 の開催、性的少数者への理解促進に向けた講座
- ⑥ ひとり親家庭の自立促進(母子生活支援施設、貸付事業、ひとり親サポートブック等)、ひとり親家庭等相談支援センター、自助グループへの支援、精神保健相談、若年無業女性への支援

◆重点課題◆

- ① まちづくりにおける男女共同参画の推進
- ② 防災・復興における男女共同参画の推進

- ・まちづくりに関わる女性の人材育成
- ・地域の女性リーダーの交流・研修事業の実施(再掲・基本目標2)
- ・防災・復興に係る活動に携わる市民のネットワークづくり
- ・大規模災害時における女性支援センターの運営に向けた体制の整備
- ・男女共同参画の視点を反映した防災・復興活動の継続的な発信

第5章 計画の推進

計画の推進体制

男女共同参画の推進にかかる施策は広範囲にわたるため、全庁的な問題としてとらえていくことが重要です。そのためには、市長を本部長とした市の推進体制である「仙台市男女共同参画推進本部」が中心となって、庁内の連携を強化し、仙台市が率先して実効性のある施策を展開していく必要があります。

男女共同参画に関する知識や経験を有する学識経験者等によって構成されている市の附属機関「仙台市男女共同参画推進審議会」は、市長の諮問に応じて市の男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議するほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項についての提言や、本計画の推進状況に関する評価を行います。

また、地域全体で取り組みを推進していくには、市の取り組みに留まらず、経済 団体や関係団体、行政等が連携・協力し、一体となって、それぞれの役割を果たし ていくことが求められます。

エル・パーク仙台とエル・ソーラ仙台の2館体制による男女共同参画推進センターは、男女共同参画推進施策を実施する拠点施設です。センターを管理運営している(財)せんだい男女共同参画財団は、これまで男女共同参画に関する専門性を生かし、地域の市民団体、関係団体等と連携しながら、普及啓発をはじめとしたさまざまな事業を先駆的に展開し、仙台市の男女共同参画の推進に大きく寄与してきたものと考えます。今後も、調査研究機能の充実により地域の課題を的確に把握するとともに、市民との協働を基調としながら、社会情勢や市民のニーズに対応した事業を展開し、「男女平等のまち・仙台」の実現に向けて、中心的な役割を担うことを期待します。

計画の評価

計画の評価については、重点課題を中心に事業担当部局および市民局男女共同参画課による評価を年度毎に行い、男女共同参画推進審議会においても審議することが適当であると考えます。また、重点課題については、具体的な数値目標を設定し達成度を図るなど、点検と評価の状況を明らかにし、公表することが重要です。事業の中には、行政が事業として直接推進できないものもありますが、このようなものについても定期的に指標をモニタリングすることにより推移を見守っていきたいと考えます。推進状況に対する審議会や市民からの意見や、国の動向、社会情勢の変化等を施策に反映させながら、計画を着実に推進していくことが求められます。